第46回 参加チームを募集 土岐市一周駅伝大会

2月17日（日）午前10時スタート

市と市教育委員会では、2月17日（日）に開催する「第46回土岐市一周駅伝大会」の参加チームを募集しています。

駅前通りをスタート地点に、ゴールの市役所を目指して、初春の土岐市を一周する伝統の大会です。

今回も多数のご参加をお待ちしています。

日時

2月17日（日）午前10時スタート（雨天決行）

▽開会式＝午前9時15分から文化プラザ・ルナホールで開催

▽閉会式＝競技終了後、同ホールで開催

競技種別・資格

①一般の部＝市内在住者で編成（高校生以上、女性混合も可）

②高校の部＝市内の高校単位または市内在住者の市外高校単位で編成

③事業所の部＝市内の同一事業所に勤務する方で編成

④中学の部＝市内の同一中学校単位で編成

⑤女子の部＝市内の高校・中学校単位または市内在住・在勤の女子で編成（高校生以上の参加も可）

※これ以外のチームはオープン参加となります。

チーム編成

監督1人・選手10人（8区間）

参加費

一般および事業所の部は、1チーム4千円、高校・中学および女子の部は、1チーム3千円

申し込み

1月22日（火）（必着）までに、参加費を添えてスポーツ振興課へお申し込みください。

詳しくは、スポーツ振興課（内線277）へどうぞ。

償却資産の申告は1月31日（木）までにお願いします

平成20年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、申告が必要となります。

申告期限は1月31日（木）ですが、お早めにお願いします。税務課資産税係へ郵送または直接提出してください。

償却資産とは

法人や個人で事業を営む方が、事業のために使用している構築物（看板、舗装など）、機械・装置、運搬具、備品などの資産を指します。

償却資産の要件と範囲

土地・家屋以外の事業用資産のうち、税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産が償却資産です。

ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる資産、営業権・特許権などの無形固定資産を除きます。

申告方法

前年度も申告をされた方は増減資産の申告を、新規で申告される方は、全資産の申告を所定の用紙で提出してください。

詳しくは、税務課資産税係（内線176～179）へどうぞ。